

## 落札者決定基準 (堺市 DX 新規事業創出業務)

### 1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する堺市 DX 新規事業創出業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

#### (1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

#### (2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

#### (3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{総合評価点} \\ (100 \text{ 点満点}) \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{価格評価点} \\ (30 \text{ 点満点}) \end{array}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{技術評価点} \\ (70 \text{ 点満点}) \end{array}}$$

#### (4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下 1 衔までを有効とし、小数点以下 2 衔目で四捨五入する。

#### (5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

- ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合  
技術評価点が高い者を落札者とする。
- イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合  
技術評価点のうち、評価項目「③支援対象事業者の候補の選定、講義・ワークショップ、伴走支援」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。
- ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合  
入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

### 2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 30 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

### 3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

#### (1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

#### (2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

#### (3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

#### (4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が 30 点未満の場合は、失格とする。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記 3 (4)における基準点を満たさない場合

## 別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
① 業務実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を着実かつ効果的に遂行することができる十分な実施体制が整えられているか。</li> <li>・業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、円滑に進められることが期待でき、かつ、現実的であるか。</li> </ul>	5 点	1		
② キックオフイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の説明に加え支援対象事業者の候補選定について申請勧奨に繋がる手法が提案されているか。</li> <li>・市内企業や支援機関への横展開（DX 実践・支援の取組が波及していくこと）に繋がる内容となっているか。</li> <li>・開催や集客、支援対象事業者の候補選定について申請勧奨に関する効果的な広報手法が提案されているか。</li> </ul>	10 点	2		
③ 支援対象事業者の候補の選定、講義・ワークショップ、伴走支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定基準や選定方法について強みや経営資源、実践力等を考慮した、明確な基準や公平性・透明性が確保された手法が提案されているか。</li> <li>・単なるデジタル化ではなく、本質的な DX の実践のため、支援対象事業者の理解度や進歩に合わせ柔軟に対応できるように工夫がなされた支援手法が提案されているか。</li> </ul>	25 点	5	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
④ 成果報告会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象事業者の成果を PR し事業化を支援する工夫がなされた提案がされているか。</li> <li>・市内企業や支援機関への横展開（DX 実践・支援の取組が波及していくこと）に繋がる内容となっているか。</li> <li>・開催や集客に関する効果的な広報手法が提案されているか</li> </ul>	10 点	2		
⑤ 支援対象事業者間の交流促進や事業化に資する取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度も含めた支援対象事業者間の交流促進や事業化に資する取組について工夫された手法は提案されているか。</li> <li>・支援対象事業者だけでなく堺 DX 推進ラボ参画機関などを含めたネットワーク形成につながる工夫がされた提案となっているか。</li> </ul>	15 点	3		

別記 評価表

⑥ 同種の業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・国や地方公共団体、その他公的機関や支援機関から受注業務として、中小企業等への DX 支援、新規事業創出支援の実績や成果事例の質・量を有しているか。</li><li>・また、過去の実績を踏まえた効果的な提案がなされているか。</li></ul>	5 点	1		
		70 点 (満点)			点 (得点)